

赤門カードは、
東大各運動部の活動を
支援します。



会員番号

あなたの会員番号(16桁)です。お問い合わせやお申し込みの際に必要です。

有効期限

西暦で表示されています。表示月の末日までご利用いただけます。

お名前

あなたのお名前がローマ字(ヘボン式)で表記されています。お確かめください。

ご署名欄

ご署名欄は、カード裏面にございます。ペン、ボールペンなどで、自筆ではっきりとご署名ください。漢字、ローマ字のいずれでも結構です。



ホログラム

カードの安全性を高めるため、特殊加工によるシールを貼付していません。

MasterCardマーク

世界で通用するMasterCardマークです。

出身運動部名

あなたの出身運動部が、アルファベットで表示されます。



Visaマーク

世界で通用するVisaマークです。

暗証番号が登録されています。

- 当社には、あなたの暗証番号が登録されています。これは、キャッシングサービスなど、CDをご利用の際に必要な、あなただけの番号です。
- ご確認ご希望の方は、お電話でお問い合わせください。後日、書面にてご回答いたします。
- 暗証番号の変更をご希望の場合は、お電話でご連絡ください。「暗証番号変更届」をお送りいたします。

UCコミュニケーションセンター 赤門デスク

☎ 03-6893-8220(9:00~17:00 1/1休み)

〈赤門運動会へのお問い合わせ〉

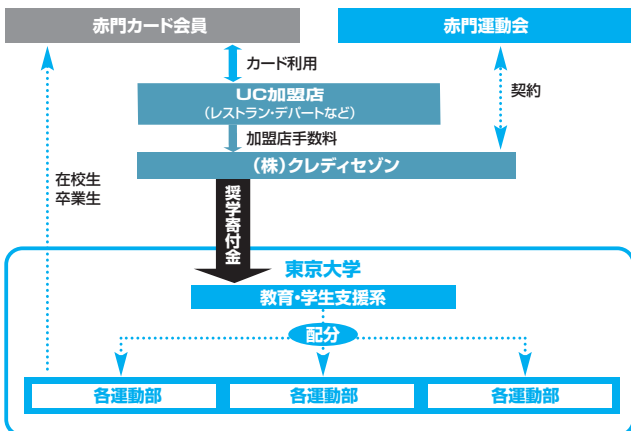
赤門デスクが赤門運動会へお取次ぎさせていただき、赤門運動会よりご回答申し上げますので、お時間を要することをあらかじめご了承願います。

●赤門運動会：〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 (財)東京大学運動会 気付

「赤門カード」は、赤門運動会与株式会社クレディセゾンの提携により誕生したクレジットカードです。

UCカードの多彩な機能と便利なサービスがご利用いただけるうえに、カード利用代金の一部が奨学寄付金として東京大学に納付され、それが各運動部の支援に還元されます。

奨学寄付金 寄付の仕組み



赤門UCカード会員特約

第1条(名称)

本カードは、赤門運動会(以下「本会」という)が株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)と提携して発行するもので、赤門UCカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(会員資格)

本カードは、東京大学運動部生、卒部生、ならびに東京大学の卒業生・教職員等を加入対象とし、本特約およびUCカード会員規約を承認のうえ本カードの利用をお申し込みいただき、本会およびセゾンが本カード利用を承諾した方を会員とします。契約は、本会およびセゾンが承諾した日に成立するものとします。なお、家族会員は、上記会員(東京大学運動部生を除く)の配偶者に限定します。

第3条(会員資格の喪失)

会員が、本会もしくはセゾンのいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格を喪失するものとします。

第4条(会員のプライバシーの保護)

本会ならびにセゾンは、会員との取引から得た情報を他に漏らすことのないよう、会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

第5条(本規約の変更等の準用)

1.UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

2.本特約に定めのない事項については、UCカード会員規約が適用されるものとします。

赤門UCカード(学生)会員特約

第1条(名称)

本カードは、赤門運動会(以下「本会」という)が株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)と提携して発行するもので、赤門UCカード(学生)と称します。

第2条(会員資格)

赤門UCカード(学生)は、東京大学運動部生を加入対象とし、本特約・赤門UCカード会員特約およびUCカード会員規約を承認のうえ赤門UCカード(学生)カードの利用をお申し込みいただき、本会およびセゾンがカード利用を承諾した方を会員とします。契約は、本会およびセゾンが承諾した日に成立するものとします。

第3条(卒業後のカード切替)

- 1.会員は、この申込が同時に本会とセゾンが提携して発行するクレジットカード(以下「赤門UCカード」という)の入会申込を兼ねることを予め承諾するものとします。
- 2.会員が卒業予定年の所定の時期に、本会とセゾンが当該会員について赤門UCカードの入会を審査しこれを認めた場合、会員は卒業後に赤門UCカードの会員となります。会員は審査の結果、赤門UCカードの会員となれない場合があることを予め承諾します。
- 3.前項において赤門UCカードの会員となる場合、卒業後のカード更新時まで、会員の保有する赤門UCカード(学生)は、赤門UCカードとして使用できるものとします。

第4条(会員資格の喪失)

- 1.会員が本会の定める学生資格(卒業に伴う学生資格の喪失を含む)、またはセゾンの会員資格のいずれかを喪失した場合、本特約による会員資格を喪失するものとします。
- 2.本会の定める学生資格喪失(卒業に伴う学生資格の喪失を除く)、により会員資格を喪失した場合、カードの有効期限満了如何に関わらず、会員は、即時に退会手続きをとるものとします。会員から退会手続きの申し出がない場合、本会およびセゾンは会員に通知することなく退会手続きを行うことができるものとします。

第5条(サービス)

本カードに付帯する保険については、第4条第1項の会員資格の喪失を以て適用を終了するものとします。

第6条(会員のプライバシーの保護および情報の提供と交換)

本会とセゾンは会員に関して本カードの取引から知り得た情報を他に漏らすことのないよう、会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

第7条(本規約の変更等の準用)

- 1.UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。
- 2.本特約に定めのない事項については、UCカード会員規約が適用されるものとします。

以上
2020年1月現在